

議案第4号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第12条中「）、第36条の7、第53条」の次に「、第70条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第85条第1項」を「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」に改める。

第27条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第27条の5第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第69条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第69条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第69条の2中「救急用のもの」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療用のもの
- (3) 患者輸送用のもの
- (4) 血液事業用のもの
- (5) 救護資材運搬用のもの

(6) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもので市長が認めるもの

第69条の2を第69条の3とし、第69条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第70条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第70条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性

能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第70条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第70条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第70条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ⅰ) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(ⅱ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ⅲ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ⅰ) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(ⅱ) その他のもの 年額 5,900円

第72条（見出しを含む。）及び第73条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第69条第2項」を「第69条の2第1項」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第69条第2項」を「第69条の2第1項」に改める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲

げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第77条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の2第2項中「第443条」を「第445条」に、「第69条の2」を「第69条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第11条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第11条の4 市長は、当分の間、第70条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第11条の5 第70条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第11条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第12条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第71条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(イ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

第2号ア(イ) b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第12条第2項から第4項までを削る。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「飯能市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第71条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第71条第2号ア(イ) a	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第71条第2号ア(イ) b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
附則第12条第1項	第71条	飯能市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第71条
附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第71条第2号ア(イ)
	3, 900円	3, 100円

附則第12条第1項の表第2号ア(イ)aの項	第2号ア(イ)a	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第71条第2号ア(イ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第12条第1項の表第2号ア(イ)bの項	第2号ア(イ)b	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第71条第2号ア(イ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第12条第3号の項中「第85条第1項」を「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（飯能市税条例附則第12条の改正規定に限る。）及び附則第3条第1項の規定 平成29年4月1日
- (2) 第1条（飯能市税条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の改正規定を除く。）、第2条、第3条及び第4条並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）

第27条の4及び第27条の5の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事

業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第12条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第53条、<u>第70条の5第1項、第72条第2項、第85条第1項</u>若しくは第2項、第89条第2項、第131</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第53条、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第</p>

条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(3) 第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日

137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(3) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日か

<p>までの期間又はその日の翌日から 1箇月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第27条の4 法人税割の税率は、 <u>100分の8.4</u>とする。 (法人等の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 前条の場合において、 資本金等の額が10億円以下である 法人若しくは資本若しくは出資を有 しない法人（保険業法に規定する相 互会社を除く。）又は第16条第3 項において法人とみなされるもので あって、かつ、法人税割の課税標準 となる法人税額が年400万円以下 のものに対する当該事業年度分の法 人税割額は、前条の規定を適用して 計算した法人税割額から当該法人税 割額に<u>8.4分の2.4</u>を乗じて計 算した額に相当する額を控除した金 額とする。</p> <p>2～7 省略 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第69条 軽自動車税は、3輪以上の 軽自動車に対し、当該3輪以上の軽 自動車の取得者に環境性能割によっ て、軽自動車等に対し、当該軽自動 車等の所有者に種別割によって課す る。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動 車の取得者には、法第443条第2</p>	<p>ら1箇月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第27条の4 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u>とする。 (法人等の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 前条の場合において、 資本金等の額が10億円以下である 法人若しくは資本若しくは出資を有 しない法人（保険業法に規定する相 互会社を除く。）又は第16条第3 項において法人とみなされるもので あって、かつ、法人税割の課税標準 となる法人税額が年400万円以下 のものに対する当該事業年度分の法 人税割額は、前条の規定を適用して 計算した法人税割額から当該法人税 割額に<u>12.1分の2.4</u>を乗じて計 算した額に相当する額を控除した金 額とする。</p> <p>2～7 省略 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第69条 軽自動車税は、原動機付自 転車、軽自動車、小型特殊自動車及 び2輪の小型自動車（以下軽自動車 税について「軽自動車等」という。） に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があった場合に おいて、売主が当該軽自動車等の所</p>
---	--

項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課すことができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道

有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課すことができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)
以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第69条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療用のもの
- (3) 患者輸送用のもの
- (4) 血液事業用のもの

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第69条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(5) 救護資材運搬用のもの

(6) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもので市長が認めるもの

(種別割の課税免除)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)～(2) 省略

(環境性能割の課税標準)

第70条の2 環境性能割の課税標準

は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第70条の4 環境性能割の徴収につ

(軽自動車税の課税免除)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)～(2) 省略

いては、申告納付の方法によらなければならぬ。

(環境性能割の申告納付)

第70条の5 環境性能割の納税義務

者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条の6 環境性能割の納税義務

者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日

以内とする。

(環境性能割の減免)

第70条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(イ) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(ウ) 3輪のもの 年額 3,900円

(エ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(軽自動車税の税率)

第71条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ⅰ) 農耕作業用のもの 年額

2,400円

(ⅱ) その他のもの 年額 5,900

円

(3) 省略

(種別割の賦課期日及び納期)

第72条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第73条の2 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告の義務)

第75条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額

2,400円

その他のもの 年額

5,900円

(3) 省略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第72条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第73条の2 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告の義務)

第75条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の5様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当

該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第 69 条の 2 第 1 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から 15 日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第 69 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から 15 日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第76条 軽自動車等の所有者等又は第69条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項につき正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 省略

(種別割の減免)

第77条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(1)～(6) 省略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第76条 軽自動車等の所有者等又は第69条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項につき正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 省略

(軽自動車税の減免)

第77条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（うち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 省略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第

第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自

168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当

動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第78条の2 省略

2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又

該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第77条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第78条の2 省略

2 法第443条若しくは第69条の2又は第69条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第69条の2又は第69条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車

は使用者についても、また、同様とする。

3～6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことになったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることになったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 省略

附 則
第3条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規

の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことになったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることになったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 省略

附 則
第3条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規

定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徵収の特例)

第11条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徵収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徵収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第11条の4 市長は、当分の間、第70条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第11条の5 第70条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徵取扱費の交付)

第11条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徵収に関する事

定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	省略
------	----

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	省略
------	----

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に

表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第71	省略
-----	----

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第71	省略
-----	----

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	省略
------	----

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	省略
------	----

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第71	省略
条第2	

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第71	省略
条第2	

飯能市税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前																														
<p>附 則 <u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u></p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(i)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr> <td>第2号</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr> <td>ア(イ)a</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr> <tr> <td>第2号</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>ア(イ)b</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(i)	3,900円	4,600円	第2号	6,900円	8,200円	ア(イ)a	10,800円	12,900円	第2号	3,800円	4,500円	ア(イ)b	5,000円	6,000円	<p>附 則 <u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第2号ア(i)	3,900円	4,600円																													
第2号	6,900円	8,200円																													
ア(イ)a	10,800円	12,900円																													
第2号	3,800円	4,500円																													
ア(イ)b	5,000円	6,000円																													
第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ

る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>
	<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>2, 700円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>1, 000円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>1, 300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>
	<u>6, 900円</u>	<u>3, 500円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>5, 400円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>1, 900円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>2, 500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成

28年4月1日から平成29年3月
31日までの間に初回車両番号指定
を受けた場合には、平成29年度分
の軽自動車税に限り、次の表の左欄
に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前	
附 則	附 則	
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る飯能市税条例第71条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第71条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第71 条第2 号ア(イ) 第71 条第2 号ア(イ) a 第71 条第2 号ア(イ) b 附則第 12条 第1項	新条例 第71 条第2 号ア 3, 900円 6, 900円 10, 800円 10, 800円 3, 800円 5, 000円 第71条 飯能市税条例 の一部を改正 する条例(平成 26年条例第 25号。以下こ の表以外の部 分	3, 100円 5, 500円 7, 200円 3, 000円 4, 000円 3, 900円 5, 500円 7, 200円 3, 000円 4, 000円 飯能市税条例 の一部を改正 する条例(平成 26年条例第 25号。以下こ の表において 「平成26年 改正条例」とい う。)附則第6 条の規定によ

		の条において 「平成26年 改正条例」とい う。)附則第6 条の規定によ り読み替えて 適用される第 71条		り読み替えて 適用される第 71条
<u>附 則 第</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改 正条例附則第</u>	<u>新 条 例</u>	<u>第71条第2</u>
<u>1 2 条</u>		<u>6条の規定に より読み替え て適用される</u>	<u>附 則 第</u>	<u>号ア</u>
<u>第 1 項</u>			<u>1 2 条</u>	<u>6条の規定に</u>
<u>の 表 第</u>			<u>第 1 項</u>	<u>より読み替え て適用される</u>
<u>2 号 ア</u>			<u>の 表 第</u>	<u>て適用される</u>
<u>(イ)の項</u>		<u>第71条第2 号ア(イ)</u>	<u>7 1 条</u>	<u>第71条第2</u>
	<u>3, 900円</u>	<u>3, 100円</u>	<u>第 2 号</u>	<u>号ア</u>
<u>附 則 第</u>	<u>第2号ア(イ)a</u>	<u>平成26年改 正条例附則第</u>	<u>アの項</u>	<u>3, 900円</u>
<u>1 2 条</u>		<u>6条の規定に より読み替え て適用される</u>		<u>3, 100円</u>
<u>第 1 項</u>				<u>6, 900円</u>
<u>の 表 第</u>				<u>5, 500円</u>
<u>2 号 ア</u>				<u>10, 800円</u>
<u>(イ)aの項</u>		<u>第71条第2 号ア(イ)a</u>		<u>7, 200円</u>
	<u>6, 900円</u>	<u>5, 500円</u>		<u>3, 800円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>7, 200円</u>		<u>3, 000円</u>
<u>附 則 第</u>	<u>第2号ア(イ)b</u>	<u>平成26年改 正条例附則第</u>		<u>5, 000円</u>
<u>1 2 条</u>		<u>6条の規定に より読み替え て適用される</u>		<u>4, 000円</u>
<u>第 1 項</u>				
<u>の 表 第</u>				
<u>2 号 ア</u>				
<u>(イ)bの項</u>		<u>第71条第2</u>		

		号ア付b
	<u>3, 800円</u>	<u>3, 000円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>4, 000円</u>

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前																		
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (市たばこ税に関する経過措置)																		
第5条 省略	第5条 省略																		
2~6 省略	2~6 省略																		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、飯能市税条例第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、飯能市税条例第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 2 条 第 3 号</td><td>第 7 0 条の <u>5</u>第1項の <u>申告書、第</u> <u>8 5 条第 1</u> <u>項若しくは</u> <u>第 2 項の申</u> <u>告書又は第</u> <u>1 3 1 条第</u> <u>1 項の申告</u> <u>書でその提</u> <u>出期限</u></td><td>省略</td></tr> <tr> <td colspan="3">省略</td></tr> </tbody> </table>	省略			第 1 2 条 第 3 号	第 7 0 条の <u>5</u> 第1項の <u>申告書、第</u> <u>8 5 条第 1</u> <u>項若しくは</u> <u>第 2 項の申</u> <u>告書又は第</u> <u>1 3 1 条第</u> <u>1 項の申告</u> <u>書でその提</u> <u>出期限</u>	省略	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 2 条 第 3 号</td><td>第 8 5 条第 <u>1</u>項若しく は第2項の 申告書又は 第 1 3 1 条 第 1 項の申 告書でその 提出期限</td><td>省略</td></tr> <tr> <td colspan="3">省略</td></tr> </tbody> </table>	省略			第 1 2 条 第 3 号	第 8 5 条第 <u>1</u> 項若しく は第2項の 申告書又は 第 1 3 1 条 第 1 項の申 告書でその 提出期限	省略	省略		
省略																			
第 1 2 条 第 3 号	第 7 0 条の <u>5</u> 第1項の <u>申告書、第</u> <u>8 5 条第 1</u> <u>項若しくは</u> <u>第 2 項の申</u> <u>告書又は第</u> <u>1 3 1 条第</u> <u>1 項の申告</u> <u>書でその提</u> <u>出期限</u>	省略																	
省略																			
省略																			
第 1 2 条 第 3 号	第 8 5 条第 <u>1</u> 項若しく は第2項の 申告書又は 第 1 3 1 条 第 1 項の申 告書でその 提出期限	省略																	
省略																			
8~14 省略	8~14 省略																		

2 1
この法律は、公布の日から施行する。
(自動車税及び軽自動車税の環境性能割に係る措置)
自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税
送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条
規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車をい
いて同じ)及び軽自動車税の環境性能割の非課税又は
三輪以上の軽自動車(同条に規定する軽自動車をい
は、平成三十年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動
発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを

附則第五十条中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。
附則第五十一条中「平成三十年度」を「平成三十二年度」に改める。
附則第五十三条中「平成二十八年度以前の年度分の自動車税」を「平成三十一年度以前の年度分の三十一年旧法に規定する自動車税」に、「これらの規定」を「同条第一項」に、「平成二十八年度以前の年度分の自動車税」を「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前的地方税法に規定する自動車税をいう。次項において同じ。）」に、「とする」を「と、同条第二項中「自動車税種別割」とあるのは平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税又は自動車税種別割とする」に改める。

第三項の表市町村の項 第十一号	地方税法第七十二条の七十六
市町村の従業者数	数値並びに
市町村の従業者数並びに当該市町村の市民税の法人税割額	数値、
	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御璽

平成二十八年十一月二十八日

(拔
粹)

法律第八十六号

社会保険の安定財源の確保等を図る制度の抜本的な改革を行ふための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

の一部を改正する法律の一部改正

第一条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付

税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第四条のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条の改正規定中百分の十九・五七二百分之二十八ニ改らる。

本則に次の二条を加える

第六条中「百分の二十一・八」を「百分の十九・五に改める。

第二十一条を「平成三十一年四月一日」に改め、同条に次の二号を加える。

第三条の規定及び附則第八条から第十三条までの規定 平成三十一年十月一日
第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定 平成三十二年四月一日

日 本 言 文

附則第八条中「十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に附則第一号を附則第一条第三号に改める。

附則第九条中「三十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改める。
附則第十条第一項中「三十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」及、「三十九年経過措置対

象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課

「税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第二項中「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十九年旧消費税法

を三十一年旧消費税法に改め、同条第三項中「三十九年経過措置対象課税仕入れ等」を三十一年経過措置対象課税仕入人等に改め、同項第五号中「二十九年旧消費税法」を三十一年旧消費

費税法に改め、同条第四項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、「又は第

四十一条第一項を削り、平成二十八年所得稅法等改正法附則第三十九条第一項にを同項に改め、「又は第四十二条第一項」を削る。

附則第十一項中「三十九年新地方稅法」を「三十一年新地方稅法」に、「三十九年經措措置對象累計資產の額度等」を「三十一年經措措置對象累計資產の額度等、二、三十九年經措措置對象

課税仕入れ等に係る】を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る】に改め、同項第一号口及び

八中「三十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号ロ中「三十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入

れ等に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に、「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同号ハ中「二十九年冬至過暫時對象課稅人ハ等」を「三十一年冬至過暫時對

「全般消費税法」は別と、同様ハ「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同条第二項から第
象課税仕入れ等に、「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同条第二項から第

四項までの規定中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「三十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十九年経過措置対象課税仕

「三十一年新地方税法」は「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、「又は第四十二条第一項」を削り、同条第八項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改める。

第二号口	三千九百円	四千六百円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	八千二百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	一万一千九百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	四千五百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	六千円

4 次に掲げる第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第二号口	三千九百円	二千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	三千五百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	五千四百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	二千五百円

5 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気駆動車

二 天然ガス軽自動車のうち、第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

2 前項の規定の適用がある場合における第四百六十三条の十五第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 附則第三十条第二項から第六項までを次のように改める。

第二項	前項	前項
第三項	前項	前項
	同項各号	前項各号
	第一項（附則第三十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項	前項（附則第三十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）
	第一項（附則第三十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項	第一項（附則第三十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）

月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第三号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率（次項第二号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

のもので総務省令で定めるもの

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号口	三千九百円	二千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	三千五百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	五千四百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	二千五百円

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（次項第一号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

附則第二十九条の八の次に次の十条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第二十九条の九 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次項及び次条の規定を除くほか、第四百四十八条、第四百五十八条(第六項を除く)、第四百五十九条第一項及び第三項、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十三条の二第二項、第四百六十三条の三から第四百六十三条の五まで並びに第四百六十三条の七の規定にかかる、軽自動車税の環境性能割を課す三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県(以下この条から附則第二十九条の十六までにおいて「定置場所在道府県」という)が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 定置場所在道府県の徴税吏員は、当分の間、前項の規定によりその例によることとされた第七十三条第一項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る督促状を発した場合には、第四百六十三条の六の規定にかかる、第七十四条の規定により当該定置場所在道府県の条例で定める自動車税の環境性能割に係る督促手数料に相当する金額を軽自動車税の環境性能割に係る督促手数料として徴収することができる。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第二十九条の十 軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村(以下この条から附則第二十九条の十六までにおいて「定置場所在市町村」という)が第四百六十一条の規定に基づく条例を定めた場合には、軽自動車税の環境性能割の減免に係る地方団体の徴収金に相当する金額を軽自動車税の環境性能割に係る督促手数料として徴収することができる。

2 前項の条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第二十九条の十一 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第四百五十四条の規定を除くほか、第四百五十五条の規定にかかる、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在道府県の知事にしなければならない。この場合において、第四百五十四条の規定による申告については、第一百六十一条中「前条第一項」とあるのは「第四百五十四条第一項」と、第四百五十四条中「市町村長」とあるのは「軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県の知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例等)

第二十九条の十二 軽自動車税の環境性能割の納稅義務者は、当分の間、第四百五十四条の規定を除くほか、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十八条第四項及び第四百六十三条の二第一項の規定にかかる、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を定置場所在道府県に納付しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例)

第二十九条の十三 軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付は、当分の間、第四百五十九条の十三の規定にかかる、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があつた月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を定置場所在市町村に払い込むものとする。

(軽自動車税の環境性能割の還付の特例)

第二十九条の十四 軽自動車税の環境性能割に関する犯則事件については、当分の間、自動車税の環境性能割に係る犯則事件とみなしして、第二章第八節第二款第四四四条の規定を適用する。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第二十九条の十五 定置場所在道府県の知事は、政令で定めるところにより、定置場所在市町村の長に対し、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を報告するものとする。

2 定置場所在市町村の長が定置場所在道府県の知事に対し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該定置場所在道府県の知事は、関係書類を当該定置場所在市町村の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収扱費の交付)

第二十九条の十六 定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収扱費として当該定置場所在道府県に交付しなければならない。

一 軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に政令で定める率を乗じて得た金額

二 定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を第十七条又は第十七条の二の規定により定置場所在道府県が還付し、又は充当した場合における当該地

方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額

三 第十七条の四の規定により定置場所在道府県が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

前項に定めるもののほか、同項の徴収扱費の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定め

(政令への委任)

第二十九条の十七 附則第二十九条の九から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十九条の十八 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十五条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十五条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第三十条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」を「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で給油省令で定めるもの」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車」に、「同項第二号」を「第三項第二号」に、「初め道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百四十六条第一項」を「第四百六十三条の十五第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表を次のよう改める。

(環境性能割に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十三条の八 環境性能割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を脅威し、損害し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、

その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 紳税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百六十三条の九 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを持続した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第四回 犯則取締り

(環境性能割に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第四百六十三条の十 環境性能割に係る犯則事件について、国税犯則取締法(第十九条ノ二及

び第二十一条を除く)の規定を準用する。

第四百六十三条の十一 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区若しくは総合区の事務所の長がそれを行い、国税局の収税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれを行ふものとする。この場合において、指定都市の長は、環境性能割に係る犯則事件が指定都市の区又は総合区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において見発された場合に限り、税務署長の職務を行ふことができる。

第四百六十三条の十二 第四百六十三条の十の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、指定都市の環境性能割に係る犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該指定都市の区域内に關する限り、これを準用する。

第四百六十三条の十三 第四百六十三条の十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においても環境性能割に係る犯則事件の調査を行うことができる。

第四百六十三条の十四 第四百六十三条の十の場合において、環境性能割に係る犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第三款 種別割

第一目 稅率

第四百四十二条の二第一項及び第二項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、製造により三輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために三輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)以外の目的に供するため三輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

第四百四十二条の二第三項中「次条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に「その使用者に對して、軽自動車税を当該駆動車等の使用者に種別割」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条を第四百四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第四百四十四条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取扱者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取扱者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受けた売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める三輪以上の軽自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその運行以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(以下の項及び第四百五十四条第一項第一号において「車両番号の指定」という。)を受けた場合(当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受けた売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 この法律の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第五百八十六条第一項中「地方独立行政法人法」の下に「(平成十五年法律第百十八号)」を加え、同条第二項第二号二中〔昭和四十三年法律第九十七号〕を削る。

第七百三十四条第三項の表第三百四十四条の四第一項の項中「百分の九・七」を「百分の六」に、「百分の十二・九」を「百分の七」に、「百分の十二・一」を「百分の八・四」に、「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改め、第七百三十四条第五項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を「には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 都は、第一条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都内の市町村に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

附則第二条の二第一項中「、三百三十二条第二項、第三百三十二条第一項」を削り、「、三百三十二条第一項及び第二項」を「、三百三十二条第二項、第三百三十二条第一項、第三百三十二条第一項」に、「第四百五十五条第一項」を「第四百六十九条第二項、第三百七十一条第一項、第三百七十七条の十八第一項及び第三百三十二条の二十四第一項」に改める。

第一回 申告納付並びに更正及び決定等

(環境性能割の徴収の方法)
第四百五十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第四百五十四条 環境性能割の納稅義務者は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、

当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環

境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告に係る

一 車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時

二 前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第六十七条

第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき三輪以上の軽自動車 当該記入を受ける

べき事由があつた日から十五日を経過する日 (その日前に当該記入を受けたときは、当該記入

の時)

三 前二号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車の

取得の日から十五日を経過する日

三輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納稅義務者を除く。以下この項において同じ。) は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、

当該三輪以上の軽自動車の取得者が取得した三輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第四百五十五条 前条第一項の規定により同項に規定する申告書 (以下この目において「申告書」という。) を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限 (以下この目において「申告書の提出期限」という。) 後においても、第四百六十二条第四項の規定による決定の通知があるま

での間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは修正申告書を提出した者

又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市町村長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を当該市町村に納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第四百五十六条 環境性能割の納稅義務者は、第四百五十四条第一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合 (第四百六十三条の二の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。) には、申告書又は前条第二項に規定する修正申告書 (以下この目において「修正申告書」という。) に市町村が発行する証紙を貼つてしなければならない。

ただし、当該市町村の条例で当該環境性能割額 (当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。) に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法が定められている場合には、これによることができる。

2 市町村は、環境性能割の納稅義務者が第四百五十四条第一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合において、当該市町村の条例で、前項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相

当する現金を納付することができる旨を定めることができる。

3 市町村は、第一項の規定により納稅義務者が証紙を貼つた場合には、当該証紙を貼つた紙面と

当該証紙の彩紋とにかくて当該市町村の印で判明にこれを消さなければならない。

4 第一項の証紙の取扱いに関する事項については、当該市町村の条例で定めなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)
第四百五十七条 市町村は、環境性能割の納稅義務者が第四百五十四条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(譲渡担保財産に対する課する環境性能割の納稅義務の免除等)

第四百五十八条 市町村は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として三輪以上の軽自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 市町村長は、三輪以上の軽自動車の取得者から環境性能割に係る環境性能割額の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該三輪以上の軽自動車に対する環境性能割に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予する旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該三輪以上の軽自動車に対する環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

3 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 市町村長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

5 第十五条の二の二及び第十五条の二の三第一項の規定は第二項の規定による徴収の猶予について、第十五条の三第三項の規定は前項の規定による徴収の猶予の取消しについて、それぞれ準用する。

6 市町村が環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、市町村長は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

7 市町村長は、前項の規定により環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、選付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該選付すべき額をこれに充當しなければならない。

8 前二項の規定により環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に定める日とみなして、同項の規定を適用する。

(三輪以上の軽自動車の返還があつた場合の環境性能割の納稅義務の免除等)
第四百五十九条 市町村は、自動車販売業者から三輪以上の軽自動車の取得をした者 (以下この項及び次項において「三輪以上の軽自動車の取得をした者」という。) が、当該三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことその他の理由で総務省令で定めるものにより、当該三輪以上の軽自動車の取得の日から一月以内に当該三輪以上の軽自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該三輪以上の軽自動車の取得をした者が取得した三輪以上の軽自動車に対する環境性能割に係る納稅義務を免除するものとする。

2 市町村が環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、市町村長は、三輪以上の軽自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の脱税に関する罪)
第四百六十条 偽りその他不正の行為によつて環境性能割の全部又は一部を免れた者は、五年以下

かかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下に相当する額とすることができる。

九 譲渡により担保の目的となつてゐる財産(以下この号及び第四百五十八条第一項において「譲渡担保財産」という)により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から六月以内に譲渡担保財産の権利者(同項及び同条第六項において「譲渡担保権者」という)から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。以下この号及び同条第一項において同じ)に当該譲渡担保財産を移転する場合における当該譲渡担保財産の設定者が取得した三輪以上の軽自動車

2 市町村は、第四百四十四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける売買契約に基づき三輪以上の軽自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転したときは、当該買主が取得した三輪以上の軽自動車に対しては、重ねて環境性能割を課することができない。

(微税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権)

第四百四十八条 市町村の微税吏員は、軽自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、納稅義務者又は納稅義務があると認められる者に質問し、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 前項の場合には、当該微税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の微税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 軽自動車税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百六十一条の第七第六項及び第四百六十三条の二十七第六項に定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の微税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
(軽自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

一 前条第一項の規定による微税吏員の帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による微税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした者

三 前条第一項の規定による微税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税率

(環境性能割の課税標準)

第四百五十条 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額(第四百五十二条において「通常の取得価額」という)とする。

(環境性能割の税率)
第四百五十二条 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(第四百四十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ハ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。)であつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(第四百四十六条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

三 第四百四十六条第一項及び前項(これらの規定を次項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車に對して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に對して準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号ハ	
第一項第二号ハ	第一項第三号
平成三十二年度基準エネルギー消費効率	平成三十二年度基準エネルギー消費効率
費効率に百分の百十	費効率に百分の百十
平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五
費効率に百分の百四十四	費効率に百分の百四十四
平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十
費効率に百分の百三十八	費効率に百分の百三十八

5 前各項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(環境性能割の免税点)
第四百五十二条 市町村は、通常の取得価額が五十万円以下である三輪以上の軽自動車に對しては、環境性能割を課することができない。

年額	六千九百円	(1) 乗用のもの
年額	一万八百円	(ii)(1) 営業用
年額	三千八百円	(2) 貨物用のもの
年額	五千円	(ii)(1) 自家用
年額	五千円	(ii) 自家用

三項中「軽自動車等」を「軽自動車及び小型特殊自動車の」に、「に掲げる区分」を「の区分」に、「によつて」を「により」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百六十三条の十五とし、同条の次に次の目名を付する。

第四百四十六条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一 電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

二 天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号イ(1)において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定められたもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 次に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十五条第一項及び第二項において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第四百五十九条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十九条第一項第二号及び第二項において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ハにおいて「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

口 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十九条第一項第二号及び第二項において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三項中「軽自動車等」を「軽自動車及び小型特殊自動車の」に、「に掲げる区分」を「の区分」に、「によつて」を「により」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百六十三条の十五とし、同条の次に次の目名を付する。

第四百四十七条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課すことができる。

一 相続（被相続人から相続人に對してされた遺贈を含む。）により取得した三輪以上の軽自動車（形式的な所有権の移転により取得した三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税）

二 法人が新たに法人を設立するため現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における当該新たに設立された法人が取得した三輪以上の軽自動車

三 法人が新たに法人を設立するため現物出資（現金出資をする場合を含む。）又は更生特例法第二百七十二条（更生特例法第三百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において株式会社、更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関又は同条第六項に規定する新相互会社（以下この号において「新会社」という。）又は更生特例法第二百七十二条（更生特例法第三百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において新会社から会社更生法第一百八十三条规定する新会社（以下この号において「新会社」という。）又は更生特例法第三百六十三条第一項第一号に規定する新協同組織金融機関（以下この号において「新協同組織金融機関」という。）又は更生特例法第二百七十二条第一号に規定する新相互会社（以下この号において「新相互会社」という。）に移転すべき三輪以上の軽自動車

四 委託者から受託者に信託財産を移す場合における当該受託者が取得した三輪以上の軽自動車（信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。以下この号において同じ。）に信託財産を移す場合における当該受益者が取得した三輪以上の軽自動車）

五 信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者が取得した三輪以上の軽自動車（信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。以下この号において同じ。）に信託財産を移す場合における当該受益者が取得した三輪以上の軽自動車）

六 保険業法の規定により保険会社がその保険契約の全部を他の保険会社に移転した場合における当該他の保険会社が取得した三輪以上の軽自動車

第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地で附則第十七条の第三第一項の規定により読み替えられた第三百四十九条第六項の規定の適用を受けることとなるもの

当該勧告遊休農地である土地について
農地法第三十六条规定による
勧告がなされた場合における標準に
なるべき価格に相当する額を勧告標準
とする。
休農地 固定資産評価基準により修正し
た価格

附則第三十五条の二の六第二項中「第三十七条の十二の第二項各号」を「第三十七条の十二の第一項第一号から第十号まで」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に、「総務省令の」を「総務省令で」に改め、同条第十二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二の二第二項第一号から第十号まで」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に、「総務省令の」を「総務省令で」に改める。

第三五項の規定の適用を受ける土地に對して課す資產税について第二項の規定により読み替へる。第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替へる。

基準年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「基準年度」といふ)に就き、附則第十七条第三項の規定により読み替えられた第三条第二項の規定の適用を受けることとなるもの。

104

い__勧告遊休農地固定資産評価基準(第一回)により修正した価格により、この表における「いに付ける」の意味は、(1)「告遊休農地固定資産評価基準」(以下「勧告遊休農地固定資産評価基準」として記す)による評価額を示すものである。

基準年度の土地で附則第十七条の第三項の規定により読み替えられた第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの

<p>当該勧告遊休農地である土地について 農地法第三十六条规定による</p> <p>勧告がなかつた場合における課税標準 農地固定資産評価基準により修正し遊 休農地固定資産評価基準により修正し</p>	<p>当該勧告遊休農地である土地について 農地法第三十六条规定による</p> <p>勧告がなかつた場合における課税標準 農地固定資産評価基準により修正し遊 休農地である場合における課税標準</p>
---	--

では、附則第十九条及び第二十六条の規定は、適用しない。

して既存の固定資本税及び都市計画税について述べる。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「にについて」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を追加、同号ロ中「平成二十七年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」を追加、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税」

「下に「平成二十八年改正前の地方税法」を
いて」の下に「平成二十八年改正前の地方税
八条第六項第三号イの項中「同年度分の固

附則第二十五条の三第二項第一号口及び第四項第一号口中「固定資産税について」の下に「平成十八年改正前的地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改める。
附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「について」の下に「平成二十八年改正前的地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改め、同号口中「平成二十七年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前的地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項第一号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十八年改正前的地方税法」を加え、「第十九項」を「第二十項」に改める。附則第三十三条第五項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「平成十八年分」を「平成三十年分」に改める。

第二十項]に改める。
」の下に「平成二十八年改正前の地方税法」
「平成二十七年度分の固定資産税について」
「九項」を「第二十項」に改め、同項第二号
文中「同年度分の固定資産税について」の下
文を「第二十項」に改める。
」を「平成三十年三月三十一日」に、「平成

五) に、「第一百二十二条」を「第一百四十三条」に

〔五〕に、「第一百二十二条」を「第一百四十三条」に、

目次中「第七十二条の七十」を「第七十二条の七十一」に、「第五款」を「第六款」に削除。犯則取締り（第七十二条の七十二—第七十二条の七十三—第七十二条の七十六）を「第六款」に付す。

目次中「第七十二条の七十」を「第七十二条の七十一」に、「第五款犯則取締り(第七十二条の七十一)」を「第六款犯則取締り(第七十二条の七十六)」とし、第六款犯則取締り(第七十二条の七十一)を削除する。

附則第五十七条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

附則第五十七条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの期間 平成二十八年度分
附則第五十四条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第六項中「によつて」を「によ
り」と、「においては」を「には」に改める。
附則第五十六条第十二項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日まで」を「平
成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十日まで」に、「附則第十五条」を「又は附則第十
五条」に改め、「又は次条第三項若しくは第四項」を削り、同条第十五項中「同日から」を「平成二
十八年四月一日から」に、「附則第十五条」を「又は附則第十五条」に改め、「又は次条第三項若し
くは第四項」を削る。

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの期間 平成二十八年度分
附則第五十四条第三項中「において」を「には」に改め、同条第六項中「によつて」を「によ
り」に、「において」を「には」に改める。
附則第五十六条第十二項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日まで」を「平
成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十日まで」に、「附則第十五条」を「又は附則第十
五条」に改め、「又は次条第三項若しくは第四項」を削り、同条第十五項中「同日から」を「平成二
十八年四月一日から」に、「附則第十五条」を「又は附則第十五条」に改め、「又は次条第三項若し
くは第四項」を削る。

附則第二十五条の三の四第三項中「附則第三十五条の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改める。
附則第五十五条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条の三の四第三項中「附則第二十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改める。
附則第五十一条の二第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に改める。

参考

地方税法等の一部を改正する等の法律を「」に公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

法律第十三号

(地方税法等の一部を改正する等の法律)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。
第十条の三第二項中「によりて」を「により」に改め、「定めるもの」の下に「に対する同項の規定の適用」を「日で」の下に「地方団体の」を加え、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改め、第一章第三節中同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(法人の合併等の無効判決に係る連帯納稅義務)

第十一条の三 合併又は分割(以下この条において「合併等」という。)を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負う。

第十一条の五中「掲げる者」を「定める者」に、「次条及び第十二条の七」を「及び次条」に改める。

第十二条の七中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社(当該納稅者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条规定する会社に該当する会社をいい)」に改め、「(以下次条において「親族その他の特殊関係者」という。)及び「同一とみられる場所において」を削り、「(取得財産を含む)を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第十二条の八中「政令」を「政令」に、「免かれた」を「免れた」に、「親族その他の特殊関係者を「親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む)」で政令で定めるもの」に改める。

第十四条の九第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とする。」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人(以下この号において「分割法人」という。)に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の地方税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、又は納入する義務を負う地方税(当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る)当該判決が確定した日

第十四条の九第二項中「場合は」を「場合には」に、「掲げる日」を「定める期限又は日」に改め、同項第五号中「同じ」を「同じ」に改め、掲げる個人の市町村民税の区分に応じそれぞれ次に定める期限又は日」に改める。

（抜粋）